

●香川県告示第544号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成21年12月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成21年5月31日	医療法人社団 西原クリニック 観音寺市天神町1丁目7番5号	医療法人社団 西原クリニック 観音寺市天神町1丁目7番5号	訪問看護 居宅介護支援 介護予防訪問看護 介護予防居宅療養管理指導
平成21年9月30日	かしむら病院デイケアセンター 木田郡三木町大字池戸2766番地	檜村病院 木田郡三木町大字平木56番地7	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション
平成21年9月30日	春風介護支援事業所 木田郡三木町大字池戸2771-1	春風メヂカル有限会社 木田郡三木町大字池戸2771-1	居宅介護支援